

医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループについて

平成26年8月11日
医療・介護情報の活用による
改革の推進に関する専門調査会決定

1. 「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会について」（平成26年7月1日社会保障制度改革推進本部決定）第6項に基づき、専門調査会に医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。
2. ワーキンググループの構成員は、専門調査会の委員のうちから会長が指名する者とする。
3. ワーキンググループには、主査を置き、主査は、ワーキンググループの構成員となる委員のうちから会長が指名する。
4. ワーキンググループの行う調査・検討内容については、随時専門調査会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。
5. ワーキンググループは、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
6. ワーキンググループは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
7. ワーキンググループ会合は原則として非公開とする。なお、会合の議事要旨を作成し、会合終了後速やかに公開する。
8. ワーキンググループ会合で配布された資料は、会合終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部は非公開とすることができる。
9. ワーキンググループの庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
10. 前各号に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。